

## 中能登町親善大使設置要綱

### (設置)

第1条 中能登町に中能登町親善大使（以下「親善大使」という。）を設置する。

### (役割及び目的)

第2条 中能登町の歴史や自然、観光や特産品等の紹介、宣伝並びにイベント、文化事業等の司会や進行等を行うことにより、中能登町の振興発展に資することを目的とする。

### (募集及び委嘱)

第3条 親善大使は、若干名で構成し、町長が委嘱する。

- 2 性別、未婚既婚の別は問わない。
- 3 年齢は高校生を除く18歳以上、35歳未満とする。

### (任期等)

第4条 親善大使の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### (事務局)

第5条 事務局を企画課に置き、親善大使の派遣等の庶務を行う。

### (派遣の申請)

第6条 親善大使の派遣を依頼する者は、派遣日の1カ月前までに中能登町親善大使派遣申請書（様式第1号。以下「派遣申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 親善大使の派遣や出演に係る費用は依頼者負担とする。

### (派遣の許可)

第7条 町長は、派遣申請書を受理したときは、これを審査したのちに派遣の可否を決定し、許可することに決定したときは、中能登町親善大使派遣許可書（様式第2号）を交付するものとする。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

### 附則

この告示は、平成29年3月1日から施行する。